

## 業 務 再 点 検 結 果 報 告

| 部署名     | 横浜植物防疫所業務部種苗担当                                                                                                           |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 部署の業務内容 | 1. 貨物として輸入される種苗類の植物検疫業務 (隔離栽培検査及びLMO検査を含む)<br>2. 郵便物及び携帯品として輸入される植物の植物検疫業務<br>3. 輸入禁止品 (植物防疫法第7条関係) の農林水産大臣による輸入許可に関する業務 |

| 項 目        |                                |                                                                       | 対応は<br>十分か | 点 検 結 果 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的<br>な視点 | 総論                             | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○          | ・消費者、生産者、輸入者等から照会があった際には、丁寧、誠実、親切的に対応するよう担当内のミーティング時等に常に確認を行っている。<br>・外部からの照会については対応記録を作成し、その対応状況については植物防疫所の「問合せ管理システム」に登録し、植物防疫所内の全職員が随時閲覧できるようになっており、同様の照会等には迅速、的確に対応できるようにしている。                                                                                                                                                                                     |
|            |                                | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                        | ○          | ・照会者からお礼の返事 (メール等) をいただいていることから、一定の評価を得ているものと考えているが、さらに丁寧、誠実、親切的に対応するよう心がけることとしている。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|            | 苦情、<br>要請等<br>への対応             | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。             | —          | ・苦情、要請等に対しては対応窓口を決め、内容を良く聞いた上で、担当内で対応方針を決定し、適切に対応できていると考えており、これまで対応に時間を要した事例はあるが、放置したり、不誠実との批判を受けた事例はない。<br>・疑義情報等については、対応窓口を決めているが、対応マニュアル等は作成していないので、完全にルール化されているとは言えない。現在、本省が中心となって疑義情報等の対応マニュアルを作成されているため、今後対応マニュアルに沿って対応する予定である。                                                                                                                                  |
|            |                                | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                    | ×          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            |                                | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。                                          | —          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            |                                | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。                        | ×          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | 政策の<br>目的・<br>効果に<br>関する<br>説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○          | ・植物検疫の目的、制度、規制の内容、また、植物検疫の検査結果等については、植物防疫所のホームページにより周知するとともに、植物検疫に対する理解を深めるため、携帯品検査、郵便物検査時にパンフレット、リーフレットを配布している。<br>・植物防疫所のホームページ等で植物検疫に関する国民からの意見を収集しており、また、制度改正時には規制の対象となる関係者に対し説明会等を開催し、意見交換を行っている。<br>・政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されていないので、今後、説明会等を開催する場合は、出席者の意見を幅広く集めるため、アンケート等を実施することとしている。<br>・説明会や意見交換会において出された意見について、放置したり、不誠実との批判を受けた事例はない。 |
|            |                                | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                 | ○          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            |                                | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                        | ○          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            |                                | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                    | ×          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            |                                | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。                                          | —          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            |                                | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                           | ×          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            |                                | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                  | —          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|               |             |                                                                                     |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食の安全業務についての点検 | 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。                   | — | ・植物検疫業務は、農業生産の安全及び助長を図ることを目的として、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、まん延を防止する業務であることから、特に農業の振興と消費者の利益が一致しないという認識には立っていないが、植物検疫という行政措置が、個々の場面においては生産者、消費者、輸入者に対し、異なる利害を及ぼす可能性があることを意識して業務を行っている。                                                                                                                                         |
|               |             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                                              | ○ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               |             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                               | — |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               | 総論          | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。                                                          | ○ | LMO検査業務は、生物多様性の確保を主な目的として、遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）（以下「カルタヘナ法」という。）に基づき実施している。カルタヘナ法には「…[前略]…もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」と定められているため、今回関連業務として掲げた。                                                                                                                             |
|               | 業務の見直し      | BSE発生後業務の見直しを行ったか。                                                                  | — | ・本業務は国内でBSEが発生した後に開始された。<br>・本業務は生物多様性の確保を主な目的としているが、法律の目的に「国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」とあるので、今後はそのような意識を強くもって業務を行うこととしている。なお、本業務は、その目的及び内容から見て、産業振興とは直接関係はない。<br>・本業務は、植物が輸入された時点で直ちに、カルタヘナ法に基づく承認が得られていない遺伝子組換え体が混入していないかどうかを検査している。<br>・検査対象のLMOは、各国からの情報を元に我が国に持ち込まれる可能性のあるものを対象としており、検査方法については複数の検査機関で確認試験を実施し、科学的に妥当であることが確認されている。 |
|               |             | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。                                                         | — |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               |             | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。              | × |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               |             | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生 of 未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。           | ○ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               |             | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                                   | ○ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               |             | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                                   | — |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               |             | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                                      | — |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               |             | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                                    | — |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               |             | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                               | — |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               |             | 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | — |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               | 影響可能性の確認    | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。                                | × | 各々の職員が自らの業務を点検した結果、LMO検査業務が食の安全に少なからず関連することを認識したので、今後も各々の業務に対して継続して業務点検を実施することとしている。                                                                                                                                                                                                                                                |

|                          | ご意見の内容                                                                                              |  | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況                                  |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | 植物防疫所のホームページで、植物検疫上の有害な病害虫を検索するシステムがあるが、すべての昆虫、糸状菌等に対して有害であるかどうかを検索できない。これら検索できないものについての取扱いが不明瞭である。 |  | 本システムで検索できないものについての取扱いを注意事項として明記した。                   |
|                          | 検査のために採取したサンプル種子の返却用ラベルを改善してほしい。                                                                    |  | 返却用ラベルの記載事項を追加し、多くのサンプルの中から個々のサンプルをより容易に区別できるように改善した。 |
|                          |                                                                                                     |  |                                                       |